

## スウェーデン

三瓶 恵子

### 「社会福祉国家」の意味するもの

スウェーデンは「高福祉・高負担」の国として知られている。つまり、福祉の水準は高いがそれを支えるための税金も高い、ということである。そのシステムを可能にするのが社会民主主義の原則である。社会民主主義というのは言うなれば「能力に応じて働き、必要に応じて分配する」ものである。一

般にスウェーデンや他の北欧諸国は西欧民主主義の国に分類されるが、スウェーデン在住二十五年を超えて「中から」社会の仕組みを見ている私の目には、「社会主義＋民主主義」社会民主主義の制度はかなり純度の高い「社会主義」に近いように映る。言い換えれば、国民は一人一人、国にとって貴重な「資源」であり、働けるものは労働力を提供することによって、また、働けないものは他者に労働

の機会を与えることによって、社会に経済的な貢献をする、ということである。

という社会の中で人々は社会のために、また自分のために働く。働いて十分な年金を確保しておかねば経済的にきつい生活になるといふ相関がはっきりとみえているからである。ちなみに社会の透明性はその他の面においても高い。スウェーデンの福祉の具体的な施行者は地方自治体であり、住民の所得税のほとんどは直接地方自治体に入る（各市によって税率が異なる）のだが、人々はその税率に非常に敏感（各自に年一回、税金申告が義務付けられており、そのときに否応なく数字を目にする）であり、自分の支払った税金で地方自治体が自分に何を返してくれるのかについて住民は厳しいチェックを行う。不満があれば四年ごとの選挙（統一選挙）で、対立政党に投票する。スウェーデンにおける選挙の投票率は最近は少々下降傾向にあるがそれでも八十

パーセント台である（二〇〇二年選挙は八十一・二パーセント、二〇〇三年秋のユーロ導入に関する国民投票率は八十二・八パーセント）。

### 社会福祉国家の中の子育て支援システム

前置きが非常に長くなってしまったが、スウェーデンの社会の仕組みが日本と比較すると非常に性格を異にするものであることを理解しないとけないと思う。以下に記述する「育児休暇制度」や「保育システムの充実」等も社会民主主義に基づくスウェーデンのシステムの中でこそ機能するもので、ただ単にそのモデルだけを日本に「挿し木」しようとしても根付くことは不可能だと思われるからだ。

スウェーデンの子育てに関し、まず一番に言及されるべきは社会保険による長期の育児休暇制度である。正式には「親休暇」(föräldraledighet)と呼ばれる制度で、現在の保障期間は四八〇日で父親と

母親が半分ずつ分けることが前提とされるが、社会保険局へ書類で通達することによって自分の権利を相手に委譲することができる。しかし二四〇日のうちの六〇日間は委譲することはできない。母親は四八〇日全部の権利をもつ。四八〇日のうちの三九〇日間は疾病保険に相当する額、つまり通常の所得の八〇パーセントの額が補償されるが、残りの九〇日間は所得にかかわらず一律六〇クローナ（約九〇〇円相当）が支給される。これらの経済補償は社会保険からまかなわれるので企業には経済的な負担はかからない。

育児休暇は子どもが八歳になる年までのいつ取ってもよく、連続でも、一日、二日の単発でも取れるし、また、全日、半日、四分の一日、八分の一日、と分けても取れる。つまり、雇用主と合意に達すれば、労働時間短縮と育児休暇を組み合わせることが可能である。しかし一般的には保育所に入れるのは

子どもが一歳を過ぎてからなので、子どもの誕生から続けて一年取る場合が多い。

また、この一般育児休暇とは別に、子どもの誕生の際に、父親に対する特別の「父親休暇」が保証されている。これは子どもの誕生から六〇日以内に十日間補償されるものである。父親はその間病院に入っている母親と新生児の世話をもよしし、新生児に兄弟がいる場合はその兄弟の世話をすることもできる。

しかし育児は子どもが一歳半になったときに終わるのではない。子どもというのは実によく病気をもらってくるもので、学童になる時期まで突発的に親が仕事を休んで看病をしなければならない場合が多い。そのため、スウェーデンでは「臨時親休暇」制度があり、これこそがスウェーデンの親に仕事と子育ての両立を可能にしている「秘密」である。

臨時親休暇は十二歳未満の子どもの対象とするも



▲写真1 父親の育児休暇を推奨するポスター  
(社会保険庁)

の（特別の場合は十六歳未満まで延長可能）で、前記の一般育児休暇より緩やかな規定を持ち、親が仕事を休めない場合には親がその権利を他人に委譲することができる。すなわち子どもの祖父母や隣人等が親の代わりに病気の子どもを看病するために自分の仕事を休むことができるのである。また、緊急入

院が必要な場合には両親両方が休むことも可能である。臨時親休暇は子ども一人につき基本は一年に六〇日まで、延長願いを提出することによりさらに六〇日の期間を得ることが可能である。補償額は所得の八〇パーセントに相当する疾病保険額と同じである。

表1（次頁）は一九七四年から

二〇〇三年までの育児休暇手当を支給日数の変化を示している。政府は父親の取得率を増やすべく一九七四年以来折に触れてキャンペーンを行っている。写真1は最初のキャンペーンに使われたポスターである。

子どもが一歳半くらいになると親は子どもを保育所に預けて仕事

に復帰する。前述のように育児休暇制度がよく整っているので、保育所では基本的に〇歳児は受け入れない。二〇〇三年の統計では一歳児から五歳児の八〇パーセント以上が保育所へ行っている。(図1) 保育所は朝六時半くらいから夕方六時半くらいまでオープンしているが、幼児を持つ親は労働時間を短縮することが法律によって保証されているので、多くの場合親のどちらかが労働時間を減らす(その分給与は減るが)、子どもをなるべく早く迎えに行こうとする。

保育料は市町村によって、また親の所得によって、さらに子どもを預ける時間数、兄弟の人数によって、異なる。社会民主党政府は保育料の上限を設けて、子育て中の家庭の経済的負担を減らそうとしている。上限額は現在、子ども一人を保育所に預けた場合には月一一四〇クローナ(約一万七千円相当)である(二人目は一万一千五百円相当、三人目は五千七百円相当、四人目からは無料)。

## 幼児と教育

前記のように、ほとんどすべての親が働いているスウェーデンで

▼表1 育児休暇手当が支払われた日数 1974-2003 (日数単位:日/1000)

年	育児休暇手当			臨時親休暇手当		
	日数	母親	父親	日数	母親	父親
1974	19017	100%	0%	689	60%	40%
1980	27020	95%	5%	3042	63%	37%
1985	33193	94%	6%	4156	67%	33%
1990	48292	93%	7%	5731	66%	34%
1995	47026	90%	10%	4890	68%	32%
1996	42177	89%	11%	4516	69%	31%
1998	36327	90%	10%	4468	68%	23%
2000	35661	88%	12%	4403	66%	34%
2002	38128	84%	16%	4776	64%	36%
2003	40146	83%	17%	4747	64%	36%

(中央統計局、Women and Men in Sweden 2004)

は、ほとんどすべての子どもが保育所についている。そのため、子育てに果たす保育所の役割は非常に大きい。特に現在では日本の幼稚園に相当する就学前準備教育を小学校に取り込んでしまっているため、保育所と学校の境目が内容から見ると非常にあいまいになってきている。形態から見れば保育所へは保育料がかかるのに対し、学校は無料（スウェーデンの場合、小学校・中学校に相当する基礎学校、その上の高校、大学まですべて教育は無料である）という大きな違いがあるが。

スウェーデンには「就学前学校のための学習指導要領」がある。そこでは、ケアと遊びと学習が結びついていることが強調されており、子どもたちは日常の中の他者との交流、自然との触れ合いにおいて規範を学んでいく、とされている。

実際、私自身の息子たちは保育所の中でテーブル・マナーを覚え、自然教育を受け、本をたつぷり

読み聞かせてもらい、時に他の子どもたちとの取っ組み合いの中で、してはいけないこと、すべきであることを学んでいった。特に、日本人である私には十分にできなかったスウェーデン伝統文化の伝達（クリスマスやルシア祭にまつわる子どもたちの習慣、

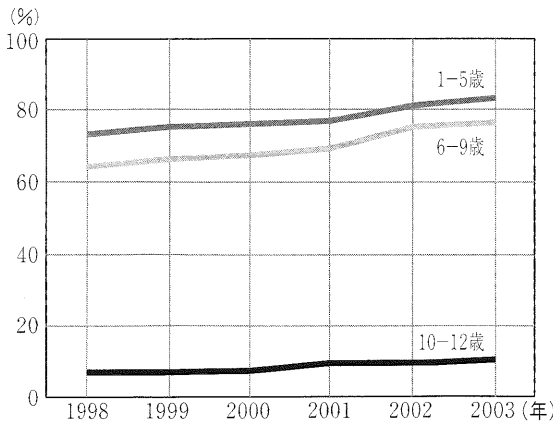


図1 保育所、学童クラブに所属している子どもの割合（1988-2003）  
（児童オムブズマン“Upp till 18” 2004）

子どもの伝統遊びやお遊戯等)を保育所が肩代わりしてくれたことに感謝している。

スウェーデンの保育所では自然教育や環境教育も盛んだが、スウェーデン独特の活動として「森のムツレ」活動がある。これは北欧の森に住んでいるトロール(ムーミンもトロールである)が子どもたちに森の中で自然教育をしてくれる、というもので、保母さんたちに引率されて子どもたちは森の中へ遠足に行き、そこで「ムツレ」に会う、というものだ。子どもたちは森へ出かけていくことをとても楽しみにしているようだ。

### 子育てにかかわる新局面の困難

スウェーデンは多分、先進諸国の中では一番男女



▲写真2 ムツレ活動の様子

平等を実現している国だと思う。男女の給与差は職業分野全体を通じて約十パーセントあるし、大企業役員に占める女性の割合は非常に小さい、等、これから改善すべき点は多々あるにしても、その根本はやはり女性が自立していけるだけの経済的基盤を自

分で作ることのできる社会システムにある。子育て中の単親の女性であっても仕事を続けられるような社会的な支援策が整っている。

結婚は純粹に愛だけに基づき、愛が無くなればすぐ別れる。子どもの親権は原則として両親両方に与えられ、子どもは両親の間を行ったり来たりする。その後、それぞれに新しいパートナーができて、子どもには親に相当する大人が四人に増えたりする。その家族もやがて壊れ、また新しくなる。子どもにとって家族の範囲がどんどん拡散していく。二〇〇二年の統計では〇歳～十七歳の子どものうち七十三パーセントが元々の生物学的両親と一緒に暮らしていたが、その割合は年々微減しており、離婚した両親の住居を歩き来する子どもの割合が増えてきている。そのような状況の中では一貫した子育ては徐々に困難になっていくと考えられる。

(日本貿易振興機構ストックホルム事務所)

参考文献・資料

中央統計局 (<http://www.scb.se>)

“Women and Men in Sweden 2004” (スウェーデンの女性と男性)

教育省 (<http://www.regeringen.se/sb/d/1454>)

“Läroplan för förskolan” (Lpf) (就学前学校のための学習指導要領)

“Kvalitet i förskolan” (就学前学校の質)

学校庁 (<http://www.skolverket.se>)

“Avgifter i förskola och fridshem 2003” (就学前学校と学

童クラブの料金)

社会保険庁 (<http://www.riv.se>)

“Föräldraförsäkringen 30 år” (親保険三〇年)

児童オムブズマン (<http://www.do.se>)

“Lpp till 18” (十八まで)

☆このシリーズは今回で終わります。